

財團法人協調會大阪支所

第十八條 支部ハ執行委員會ノ承認ヲ經テ所屬課係及職場別並ニ地理的關係ヲ考慮シテ同盟員五十名以上ヲ組織スルモノトス
第十九條 支部規約ハ本部ノ承認ヲ經ルモノトス

第六章 附 則

第二十條 本同盟ノ綱領規約ハ大會ニ於テ三分ノ二以上ノ贊成ヲ得ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

決議 ! スローガン!

誠首、質下、労働強化絶対反對!

一切ノ市債利子三ヶ年間ノモラトリアム斷行!

職場大會ヲ開キ國民主義ノ態度ヲ大衆ノ壓力ヲ決定セヨ!

市從業員ノ市政參加自由!

市民大會ヲ開キ市從業員ノ態度ヲ中外ニ昂揚セヨ!

財團法人協調會大阪支所

市電從業員國民主義同盟ノ下ニ!

加 盟 申 込 書

職名	住所	所屬
	市 區 町 丁目	課 係
氏名		
年令		番地

貴同盟ノ趣旨ニ贊成ノ上加盟候也

右

氏 名

印

昭和 年 月 日

神戸市電國民主義同盟殿